平塚市監査委員 市川 喜久江

同 井澤 郁人

同 片倉 章博

同 金子 修一

監査の結果により講じた措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項及び平塚市監査基準(令和2年4月1日施行)の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
 - 市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課
- 2 監査実施日
 - 令和4年4月25日
- 3 監査結果の公表日
 - 令和4年5月30日(平塚市監査委員公表第10号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務	財務に関する事務
(指摘事項)	
(1) 契約事務において、新館カーテン及	(1) 契約締結日については、契約書の締結
びロールカーテンの賃貸借契約の変	起案時に、担当者による再確認の徹底
更における契約日を原契約の期間内	と、決裁時に課長及び担当長による
に行うべきところ、契約期間満了日の	チェックを強化します。
翌日の日付で行っていた。契約期間中	今後も地方公営企業法施行令、平塚
に当事者間で契約期間の延長につい	市病院事業契約規程等に則り適正な事
て合意ができていたことから、本件は	務の執行に取り組んでいきます。
事務手続き上の誤りとして認めると	
ころであるが、平塚市契約規則等に則	
り事務処理の方法を再度確認し、今後	
の事務執行に当たり適正な措置を講	
じられたい。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·